

盛岡広域振興局長告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年1月14日

盛岡広域振興局長 高橋達也

共同生活援助

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0321400087	グループホームやすらぎ	八幡平市大更第10地割43番地3	令和3年12月31日